1．令和5年度就学援助制度の実施について

1．就学援助制度の周知方法

都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○） ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学前の入学説明会に就学援助制度の案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の基礎調査時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会が児童生徒だけに直接案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○） ア．申請時期を限定し、期間内のみ受け付け	イ．随時受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、申請時期を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請時期を限定し、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項
15	15	14	10	3	8	5	12	14	0	1	3	3	1	0	12	2	0	0
富山県	富山市	○	○				○	○								○		
富山県	高岡市	○	○		○	○	○	○							○			
富山県	魚津市	○	○	○	○	○	○	○							○			
富山県	氷見市	○	○		○	○	○	○							○			
富山県	滑川市	○	○		○	○	○	○							○			
富山県	黒部市	○	○		○		○	○							○			
富山県	砺波市	○					○	○							○			
富山県	小矢部市	○	○	○			○	○		○					○			
富山県	南砺市										○	各学校に対して制度を書面で周知			○			
富山県	射水市	○						○			○	就学時健康診断の案内に、お知らせと申請書を同封			○			
富山県	舟橋村	○						○					○					
富山県	上市町	○			○		○	○							○			
富山県	立山町	○	○				○	○			○	学校連絡システム（専用アプリ）での情報発信			○			
富山県	入善町	○	○		○		○	○							○			
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○								○		

都道府県	市町村名	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものの全てに○） ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請を希望する者が民生委員に提出	オ．申請を希望する者が教育委員に提出	カ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものの全てに○） ア．自につかやすいサイトや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間行事の日程等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
15	15	9	0	5	0	0	0	1	1	6	0	10	4	2	2	2
富山県	富山市	○										○				
富山県	高岡市	○												○		
富山県	魚津市			○						○		○				
富山県	氷見市			○								○				
富山県	滑川市			○								○				
富山県	黒部市	○														
富山県	砺波市	○										○	○			
富山県	小矢部市			○						○		○	○		○	オンライン申請にも対応
富山県	南砺市			○						○			○			
富山県	射水市							○	在校生は学校に提出。就学予定者は学校又は教育委員会に提出（どちらとも申請書のみ提出）			○		○		
富山県	舟橋村	○														
富山県	上市町	○										○				
富山県	立山町	○								○					○	学校連絡システム（専用アプリ）での情報発信
富山県	入善町	○								○		○	○			
富山県	朝日町	○								○		○				

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をまかなっているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>（6）（5）のコの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えた、支給決定に時間へした場合の対応など、事務量増加するから	エ. （入学前支給と比べた）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>（9）（8）のエ及びオの内容
15	15	15	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	0	8	10	4	10	3	2	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0
富山県	富山市	○							○											○		○	○		○		○												
富山県	高岡市	○							○											○			○		○														
富山県	魚津市	○							○									○				○	○		○														
富山県	氷見市	○							○							○						○	○		○	○							①周知時期：ウェブサイト（随時）、就学時健康診断（10月）、入学説明会（12月、2月）、広報（2月）②申請期日：10月1日～翌2月末　③支給時期：申請月の翌月15日						
富山県	滑川市	○							○											○		○	○		○	○													
富山県	黒部市	○							○										○						○														
富山県	砺波市	○							○											○		○	○	○															
富山県	小矢部市	○							○											○				○															
富山県	南砺市	○							○										○				○							○									
富山県	射水市	○							○									○														○	就学時健康診断の案内に、お知らせと申請書を同封し、就学時健康診断の際に説明している。						
富山県	舟橋村	○							○											○		○		○															
富山県	上市町	○							○											○					○														
富山県	立山町	○							○											○		○	○		○							○	学校連絡システム（専用アプリ）での情報発信							
富山県	入善町	○							○								○						○		○														
富山県	朝日町	○							○											○		○	○	○	○	○	○												

都道府県	市町村名	<中学校>ア. 入学前実験を行っている	イ. 入学前実験を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前実験を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童数がその費用を無償化しているため、入学前実験を行っていない	オ. そもそも対象児童がいないため、入学前実験を行っていない	カ. その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<中学校>ア. 4月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月（入学式前）	<中学校>ア. 予算の問題だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定関数が増えると、事務量に毎年の対応など、事務量が増加するから	エ. 入学前実施による保護者の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5. 実施条件変更の設定について（重要項目）（1）当てはまるもの1つに○ ア. 従前より実施条件の設定を行っており、その際と同様の基準により設定	イ. 新たに設定基準等を整備し、その基準により設定	ウ. 補助が受けられる場合、事例に応じて個別に実施	エ. 就学援助制度の拡充的支援により対応	オ. 新たに設定基準等を整備することを検討中	カ. そもそも対象者がいない	キ. その他	（2）（1）のキの内容
15	15	15	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	10	0	1	0	0	0
富山県	富山市	○							○											○										○					
富山県	高岡市	○							○											○										○					
富山県	魚津市	○							○									○												○					
富山県	氷見市	○							○							○												○							
富山県	滑川市	○							○											○										○					
富山県	黒部市	○							○										○											○					
富山県	砺波市	○							○											○										○					
富山県	小矢部市	○							○											○								○							
富山県	南砺市	○							○										○											○					
富山県	射水市	○							○									○										○							
富山県	舟橋村	○							○											○										○					
富山県	上市町	○							○											○										○					
富山県	立山町	○							○											○										○					
富山県	入善町	○							○								○											○							
富山県	朝日町	○							○											○												○			

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																							5. 生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6. 就学援助率
		（3）令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はテに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村教育委員会規程（要綱）に掛ける係数（倍率）		（6）（3）でテと回答した場合、その他の基準の内容	（7）補足事項	4.（3）でソ、タ、ツに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村予算額	ウ 市区町村の条例	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予	カ 市区町村条例の失業者	キ 保護者が職業安定所に登録日雇労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 一人の事務の調査	コ 固定的な費用の減免	サ 学校納付金の長い者、修学旅行費が長い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 給食の費目数が多い者	ス 理由による費目数が多い者	セ 生活状態が悪いと認められる者	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍の場合、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して現在定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の場合（394万円）、1.5倍（465万円等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ 特別支援教育就学奨励費の支給区分の決定に用いる収入額・需要額調査票（例：生活保護・文は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低額の10倍、15倍等）（係数および区分を（5）に記入してください。）	テ その他	（4）（3）でソ、タに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村教育委員会規程（要綱）に掛ける係数（倍率）			4.（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										令和4年度
																					倍	倍				（1）令和5年4月以降、準要保護の認定ア．区域がなる事（なお認定基準に変更）	イ．区域がないが（以前の認定基準を継続）	（2）（1）にてイア．区域がなお（新たな認定基準に変更）にOをした場合、ア．生活保護基準見直しの影響がまだ今年度性があるため、対応しているも、見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと認定されるため、対応していない（準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが、対応していない	エ．その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	（4）（1）でイ、ウ．区域がない		
15	15	11	11	10	7	7	11	2	4	6	6	4	3	4	4	5	0	9	0	2	14	0	2	1	3	2	2	0	1	0	0	2	2	
富山県	富山市															○					1.2				○		○							10%未満
富山県	高岡市	○	○	○			○											○			1.2													15%未満
富山県	魚津市															○					1.2					○							平成25	6	10%未満
富山県	氷見市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○							平成25	8	10%未満
富山県	滑川市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			・特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定に用いる収入額・需要額調査票を作成し、収入額/需要額＜1.2となる世帯 ・教育委員会が特に援助を必要と認めるもの											10%未満
富山県	黒部市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○		1	東日本大震災に伴う被災地域から転入又は編入											10%未満
富山県	砺波市	○	○	○			○											○			1.2													15%未満
富山県	小矢部市	○	○	○			○									○					1.2				○				○					15%未満
富山県	南砺市	○	○	○	○	○	○		○			○		○				○			1.2			（3）の要件に該当するほか、チにおいて1.2倍未満であることを要する											10%未満
富山県	射水市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1													10%未満
富山県	舟橋村																	○			1.2													5%未満
富山県	上市町																	○			1.1													10%未満
富山県	立山町	○	○				○											○			1.2													10%未満
富山県	入善町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1													10%未満
富山県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2				○		○							10%未満

7. 令和5年度重要夜間就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無										(2) 学用品費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(3) 新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(4) 通学費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5) 修学旅行費 費目の設定の有無	実費・限度額支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(6) 補足事項
15	15	12	0	0	3	3	3	12	12	0	1	15	0	0	3	3	3	12	12	0	0	4	4	4	0	0	0	0	0	0	4	3	5	5	3	3	3	0	0	0	2	2
富山県	富山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,660	4,458							
富山県	高岡市	○						○	11,520			○						○	51,060			○	○	0							実績なし	○	○	5,983									【医療費】R4年度は実績無
富山県	魚津市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	4,977									
富山県	氷見市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	21,670	0				実績なし	
富山県	滑川市	○						○	1学年13,230円 2～6学年15,500円			○						○	54,080																									
富山県	黒部市	○						○	11,630			○						○	54,080																									
富山県	砺波市	○						○	11,630			○						○	54,080																									
富山県	小矢部市	○						○	11,630			○						○	54,080																									
富山県	南砺市	○						○	11,630			○						○	54,080																									
富山県	射水市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,660							支給平均額については、令和5年度予算に計上した単価を入力した。
富山県	舟橋村	○						○	11,640			○						○	51,110																									
富山県	上市町	○			○	※	11,175				1年生は9,410円、2～6年生は11,640円以上限となっている。	○			○	51,110	51,110																												
富山県	立山町	○						○	16,500			○						○	54,080													○	○	1,924									
富山県	入善町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080					○	○	0							対象項目であるが実績がなかったため	○	○	5,089									
富山県	朝日町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080					○	○	0							実績なし	○	○	0							実績なし	

2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1） 費目毎の援助額

都道府県	市町村名	学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項
15	15	15	0	0	3	3	3	12	12	0	1	15	0	0	3	3	3	12	12	0	0
富山県	富山市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	高岡市	○						○	22,510			○						○	60,000		
富山県	魚津市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	氷見市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	滑川市	○						○	1学年25,040円 2～3学年27,310円			○						○	63,000		
富山県	黒部市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	砺波市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	小矢部市	○						○	22,730			○						○	60,000		
富山県	南砺市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	射水市	○						○	22,730			○						○	63,000		
富山県	舟橋村	○						○	22,740			○						○	57,980		
富山県	上市町	○			○	※	21,809				1年生は20,510円、2･3年生は22,740円が上限となっている。	○			○	57,980	57,980				
富山県	立山町	○						○	26,500			○						○	63,000		
富山県	入善町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000				
富山県	朝日町	○			○	22,730	21,973					○			○	63,000	60,000				

都道府県	市町村名	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5)補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
15	15	4	4	4	0	0	0	0	0	0	3	15	6	6	9	9	9	0	0	0	0	3	0
富山県	富山市											○			○	70,000	67,352						
富山県	高岡市	○	○	40,307								○	○	67,318								【医療費】R4年度は実績無	
富山県	魚津市											○	○	60,910									
富山県	氷見市	○	○	0							実績なし	○			○	60,910	60,199						
富山県	滑川市											○			○	60,910	58,007						
富山県	黒部市											○			○	60,910	60,087						
富山県	砺波市											○			○	60,910	56,340					校外活動費(宿泊を伴うもの)は、令和4年度実績なし。	
富山県	小矢部市											○			○	60,910	60,910						
富山県	南砺市											○			○	60,910	57,322						
富山県	射水市											○			○	60,910	60,910					支給平均額については、令和5年度予算に計上した単価を入力した。	
富山県	舟橋村											○	○	57,720									
富山県	上市町											○			○	50,000	40,880						
富山県	立山町											○	○	75,616									
富山県	入善町	○	○	0							対象項目であるが実績がないため0とした	○	○	78,448									
富山県	朝日町	○	○	0							実績なし	○	○	60,910									